

今後の協議運賃の取扱いについて【改正概要】

今般の道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設された。
また、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、**協議方法等**の取扱いが**変更**となった。

改正前

地域公共交通会議等にて協議

構成員<運送法施行規則第9条の3>

- ①市町村長又は都道府県知事
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③バス協会、タクシー協会等
- ④住民又は旅客
- ⑤地方運輸局長
- ⑥労働組合
- ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者等

※運賃以外の項目は、
引き続き地域公共交通会議等で協議

改正後

公聴会等の開催(第9条第5項)+新協議会にて協議(第9条第4項)

構成員<運送法第9条第4項>

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

運送法第9条第5項に定める措置

※市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催
その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を
講じなければならない。

□実施方法（一例）

- ・公聴会の開催
- ・パブリックコメントの募集
- ・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング等

【運送法第9条第4項（乗合）、第9条の3第3項（乗用）に定める「協議会」の概要】

※一般乗用旅客自動車運送事業の協議運賃について、特定地域・準特定地域は対象外

協議事項

- ・地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る**運賃**等について協議

構成員

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者



協議を行う構成員は①～④に限定

留意事項

- ・構成員を限定する観点から、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合においては、上記①～④以外の構成員を退室させる又は別室で行う等、十分注意が必要